

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための 取組の5つのポイントを確認しましょう

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のための「取組の5つのポイント」は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には次の**職場における感染防止対策の実践例**を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

POINT ① テレワーク・時差出勤等を推進していますか？

厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知、テレワーク導入のためのリーフレットの周知等を行っています。職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。



テレワークに関するリーフレットは、厚生労働省HPから。

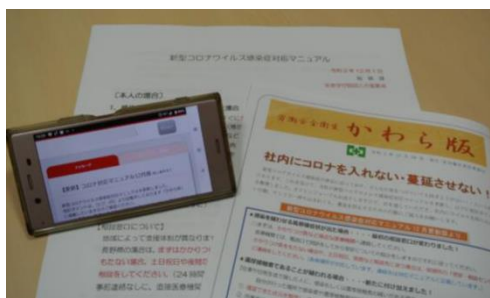


「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」全文



- ☞ 出社が必要な業務以外は、極力テレワークを推奨している。
- ☞ オンライン会議用の個人ブースを事業場内に設置することで、対面での会議からオンラインでの会議への転換を推奨している。

POINT ② 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定めて、実行できる雰囲気を作っていますか？



- ☞ 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有している。
- 〔手順〕
 - ① 感染リスクのある社員の自宅待機
 - ② 濃厚接触者の把握
 - ③ 消毒
 - ④ 関係先への通知など



- ☞ サーマルシステムを設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- ☞ 本システムでは、マスク着用の検知を行い、マスク未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

POINT ③ 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスクの着用徹底など、密にならない工夫をしていますか？



- ☞ 飛沫感染防止のため、執務室にパーティションを設置している。



- ☞ 社員食堂の利用待ちの際、入口近くに密集して並んでいた状況を改善するため、床に2m間隔でテープを貼り、テープに沿って待つことにより利用待ちの際の密を回避している。



- ☞ 30分ごとに2分間の換気を行うことをルール化し、確実に実施するため、職場にタイマーを設置している。



- ☞ エレベーターの床に足形を表示することで、職員間の距離を確保し、対面を避けるようにすることで密にならないようにしている。

POINT 4

休憩所、更衣室などの「場の切り替わり、や飲食の場など」感染リスクが高まる『5つの場面』での対策・呼びかけをしていますか？

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00～16:00	①11:00～12:00 ②11:30～12:30	8時間
2直	16:00～1:00	①20:00～21:00 ②20:30～21:30	8時間

☞ 休憩時間の3密回避のため、休憩時間帯を2つに分けている。



☞ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーティションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置している。

POINT 5

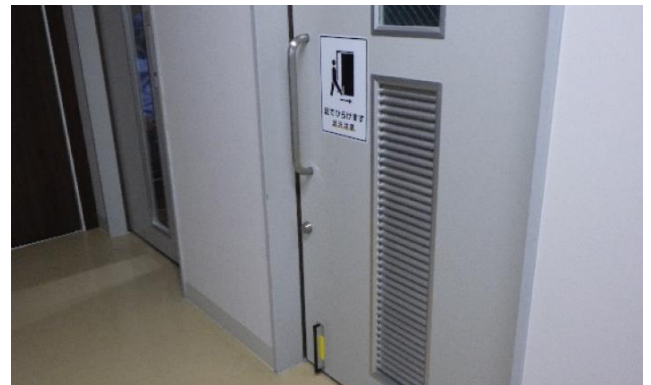
手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を実施していますか？



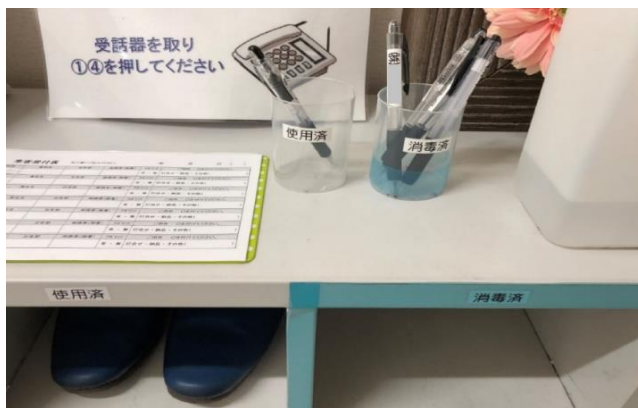
☞ 自動販売機のボタン、コピー機のボタン、ドアノブ、階段の手すりなどの多くの人々が触れる箇所について、担当者を決め、定期的にアルコール除菌剤でふき取り、消毒を実施している。



☞ 複数人が触るドアノブにアタッチメントを取り付け、肘や腕を使ってドアを開くことができるようにしている。



☞ 引戸の取っ手を介した感染を防止するため、ドアに金具を取り付け、足でドアを開放できるようにしている。



☞ 来客者が共用する筆記用具、スリッパ等について、使用後の消毒を徹底するとともに、消毒済みのものと使用済みのものが混同しないように場所を区画して配置している。



☞ 複数人が使用する会議室について、消毒済みであることを明示することで備品の共用等を避けるよう工夫している。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的にしたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、上記の感染症対策の実践例を参考に検討してください。

